

熊取町議会委員会会議録

〔令和5年9月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

目 次

〔議会運営委員会（8月31日）〕

令和5年9月熊取町議会定例会の運営について	1
その他	4

〔議会運営委員会（9月13日）〕

令和5年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて	7
その他	11

〔総務文教常任委員会〕

議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例	14
質 疑	14
採 決	17
議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例	17
質 疑	17
採 決	19
議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例	19
質 疑	19
採 決	19
議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について	19
質 疑	20
採 決	20
議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について	20
質 疑	20
採 決	22
議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）	22
質 疑	22
採 決	31

〔事業厚生常任委員会〕

議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例	34
質 疑	34
採 決	36
議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	36
質 疑	36
採 決	36
議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	36
質 疑	36
採 決	36
議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）	36
質 疑	36
採 決	36

議 会 運 営 委 員 会

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年8月31日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	田中豊一
	委員	大林隆昭	委員	矢野正憲
	委員	渡辺豊子	議長	河合弘樹

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和5年9月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年9月熊取町議会定例会の運営についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年9月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして説明いたします。順序につきましては、議会の進行に基づき説明いたします。

4ページ下段をご覧ください。

まず、行政報告事項についてでございます。件数は全部で5件でございます。

1件目の令和4年度熊取町財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和4年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

2件目の令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

3件目の第129回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましては、令和5年8月9日に開催されました当審議会の概要について報告するものでございます。

4件目の熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び第2項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、報告するものでございます。

5件目の損害賠償に関する専決処分報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において町長の専決処分対象として指定されている事項のうち、損害賠償に関する専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告案件について説明いたします。

4ページ上段をご覧ください。案件は1件です。

令和5年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により令和5年7月13日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費、女性防災士育成研修の受講定員の増枠及び一時保育に係る経費、令和5年6月2日の豪雨及び台風第2号で被災した水路・河川護岸の復旧に係る経費でございます。

次に、予定議案についてご報告いたします。

2ページをご覧ください。件数は全部で20件でございます。

1件目の公平委員会委員の選任同意につきましては、公平委員会委員の田宮悟志氏の任期が令和5年9月30日付で満了いたしますので、同氏の後任について、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

2件目の固定資産評価審査委員会委員の選任同意につきましては、固定資産評価審査委員会委員の田畑雅康氏の任期が令和5年9月18日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

3件目の教育委員会委員の任命同意につきましては、教育委員会委員の梶山慎一郎氏の任期が令和5年9月30日付で満了いたしますので、同氏の再任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

4件目の熊取町犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るとともに、町民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の印鑑登録条例の一部を改正する条例につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部が改正され、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の図書館条例の一部を改正する条例につきましては、図書館会議室等を一般に利用範囲を広げることで社会教育活動の活性化及び住民サービスの向上を図るとともに、一般利用を行うに当たり他の社会教育施設との整合性を踏まえた使用料等を新たに規定するため、図書館条例の一部を改正する必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

7回目の教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例につきましては、教育・子どもセンターの減免規定について、整備に合わせ見直しを行った熊取町公民館・文化ホールと社会教育施設全体の整合性を図ること、また、使用時間について、施設管理や利便向上の観点により一部の使用時間を変更するため、教育・子どもセンター条例の一部を改正し、この条例案を提出するものでございます。

8件目の熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入につきましては、当該機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

9件目の熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入につきましては、当該機器を購入するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

10件目の令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。なお、この議案は、決算書案を確定するため、委員会付託を省略し、本会議でご審議いただきたくお願いするものでござい

す。

11件目の令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,305万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和5年6月2日の豪雨及び台風第2号で被災した水路・河川護岸の災害復旧工事に係る経費、老人福祉センター改修工事に係る経費、議場及び東館3階の空調設備更新費用などの補正でございます。

12件目の令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ984万8,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和5年度保険料激変緩和措置等による保険料収納見込額の減額補正、産前産後保険料免除に係るシステム改修に伴う一般会計繰入金の補正、激変緩和措置に伴う国民健康保険財政調整基金繰入金の補正、令和4年度特定健診等負担金確定等に伴う余剰金還付のための補正などでございます。

13件目の令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ354万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和4年度保険料収納額決算余剰金を広域連合負担金に加算するための補正でございます。

14件目の令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,053万1,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、令和4年度介護給付費等の確定による精算及び令和4年度実質収支額確定に伴う前年度繰越金などの補正でございます。

15件目の令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定から3ページ、令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定までの決算認定6件につきましては、既に決算書及び附属資料を配付させていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

また、追加予定議案といたしまして、現時点で令和5年度一般会計補正予算（第8号）の1件を予定しております。

以上で、令和5年9月議会定例会に提案させていただいております案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

9月定例会の会期については、別紙日程表（案）のとおり、9月6日から9月28日までの23日間といたします。

本会議の開催については、9月6日、7日、8日、11日及び28日の5日間といたします。

常任委員会については、事業厚生常任委員会を9月13日に、総務文教常任委員会を9月14日にそれぞれ開催いたします。

特別委員会については、設置いたします決算審査特別委員会を9月19日、21日、25日及び26日に開催いたします。

また、第2回目の議会運営委員会を9月13日に、議員全員協議会を9月14日に開催いたします。

以上のとおり、令和5年9月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び日程については、そのようにさせていただきます。

次に、一般質問、会派代表質問の順番につきましてはお手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては8月23日の正午に通告を締め切った後、会派代表質問につきましては8月29日に全ての通告が出された後、議長によるくじ引で決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第4 議案第58号 令和5年度熊取町一般会計補正予算

(第6号)の専決処分報告についての件、日程第5 議案第59号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第60号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第61号 教育委員会委員の任命同意についての件及び日程第14 議案第68号 令和4年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件、以上の5件は委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

次に、日程第8 議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件、日程第10 議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件、日程第11 議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件、日程第12 議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件、日程第13 議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件及び日程第15 議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算(第7号)の件、以上の6件については総務文教常任委員会に付託し、審議していただきます。

次に、日程第9 議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第17 議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第18 議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件、以上の4件については事業厚生常任委員会に付託し、審議していただきます。

次に、日程第19 議案第73号 令和4年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第74号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第75号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第76号 令和4年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第77号 令和4年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第24 議案第78号 令和4年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件については、決算審査特別委員会を設置の上で特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、令和5年9月熊取町議会定例会の運営を行うことについて、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、令和5年9月熊取町議会定例会の運営については、以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(坂上昌史君)次に、意見書の取扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をご覧ください。

意見書につきまして3件提出されております。

坂上巳生男議員から、新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への支援強化等を求める意見書(案)、日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書(案)、渡辺議員から、ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書(案)、以上の3件でございます。

これらの意見書について、各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回9月13日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等についての紹介については省略いたします。

以上で令和5年9月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。ございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(「10時16分」閉会)

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

議 会 運 営 委 員 会

月 日 令和5年9月13日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	坂上昌史	副委員長	坂上巳生男
	委員	文野慎治	委員	田中豊一
	委員	大林隆昭	委員	矢野正憲
	委員	渡辺豊子	議長	河合弘樹

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	総合政策部長	東野秀毅	総務部長	藤原伸彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

- 1) 令和5年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上昌史君）皆さん、こんにちは。

本日は、令和5年9月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上昌史君）発言される方は、挙手の上、着座でマイクの赤いランプが点灯した後に発言いただけますようお願いします。

それでは、本定例会に提案されます追加議案について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、令和5年9月熊取町議会定例会に追加議案としてご提案させていただきます案件についてご説明いたします。

2ページの追加予定議案の欄をご覧ください。

追加議案は1件です。

令和5年度熊取町一般会計補正予算（第8号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,699万9,000円を増額補正するものでございます。主な補正内容は、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費、東小学校体育館及び熊取中学校体育館の可動式バスケットゴールの修繕料でございます。

以上で、令和5年9月熊取町議会定例会にご提案させていただきます追加議案についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上昌史君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件につきましては、9月28日の定例会最終日に追加議案として上程し、委員会付託を省略した

いと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件について追加議案として上程し、委員会付託は省略し、本会議で審議をしていただきます。

ここで、理事者の皆様にはご退席をお願いいたします。お疲れさまでした。

(理事者退席)

委員長(坂上昌史君)次に、本定例会に提案します議会運営委員会提出に係る追加議案1件について、議会事務局長から説明をお願いします。林議会事務局長。

議会事務局長(林利秀君)議会基本条例の一部を改正する条例の件について説明いたします。

資料5ページをご覧ください。

提案理由でございますが、本町議会においては、災害時等においても議会機能を的確に維持するに当たり、そのために必要となる組織体制や議員の行動基準について、議会BCPを別途策定していますが、その別に策定していますという旨を明文化するため、本条例の一部を改正するものでございます。

次のページ、6ページが改め文でございます。

災害時等の議会の対応につきましては、令和2年7月に議会BCPを策定し、議会基本条例第18条にその旨を定めており、その際の具体的なものについては別途、議会BCPの中で定めていますので、本条例において、別に定めがある旨を明文化するため、第18条中第2項としてその旨を規定し、公布の日から施行するというものがございます。

次のページ、7ページは新旧対照表になっています。

この条例の一部改正議案につきましては、議会運営委員会の提出議案として、9月28日の最終日の本会議に追加議案として提出させていただきたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

委員長(坂上昌史君)ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。本委員会は、議会基本条例の一部を改正する条例(案)について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本委員会は、本条例(案)を本定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては、9月28日の本定例会最終日に追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書(案)3件についてご意見をいただきます。お手元に配付しております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の新型コロナ治療薬の公費負担継続、医療体制への支援強化等を求める意見書(案)について、補足説明はありますか。

(「なし」の声あり)

次に、ご意見を承ります。ご意見はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書につきましてですが、医療、公費負担の継続というところなんですけれども、コロナが5類相当になったというところで、厚生労働省のほうの対応というところを調べさせていただきましたら、5類移行になってもその対応につきましては、医療費等につきましては急激な負担増を避けるため公費支援を一定期間継続するというふうになっておりまして、その一定期間というのは9月末までというふうになっておりますが、その後の本措置の取扱いについては、他の疾病とのバランスに加え、国の在庫の活用や薬価の状況を踏まえて、冬の感染拡大に向けた対応を検討するというふうになっております。

また、ここにも、薬のラゲブリオ、パキロビッドなどのこういった経口抗ウイルス薬につきましてのそういったものにつきまして、今そういうふうな対応をするというふうになっておりまして、また、医療につきましても、今、高額療養費につきましても、急激な負担を避けるために一定期間継続するというふうになっていて、2万円を減額するというふうになっておりまして、この分につきましても、感染状況を見て、その必要性を踏まえて取扱いを検討するというところで、まだ検討するという状況になっておるといふところでありますので、継続の検討もしていただけるのだと理解しております。また、公平性というところもありますのでね。

それと、あと、後遺症につきましての文言も意見書の中にあるんですが、後遺症につきましては、先般の今年度の3月議会のときに、意見書を公明党のほうで二見議員のほうが出してございまして、「新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書」というものを、皆様に全会一致で採択していただきまして、国のほうに提出させていただいております。この分につきまして、後遺症に対しての国の責任というものを求める意見書は、一旦3月議会を出してございまして、もう3番は今のところその前回3月で出しているもので、必要ないのではないかなというふうに考えてございまして、今回この意見書につきましては、ちょっと賛成しかねるということでご意見させていただきます。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、2件目の日本政府に核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見を承ります。ご意見ありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）この意見書は、度々共産党のほうから提出されておられるんですが、去年も6月議会で上がってきてございまして、この分につきましても、核保有国と非保有国との間を橋渡しするというところの役割というのが、日本はそういった役割があるというところで、核保有国と非保有国が批准することは対立をすることにつながるの、とにかく廃絶に向けての実効性のあるものとするための役割を日本としては果たしていただきたいということで、このただ単に批准するというところにつきましては賛同しかねるということで、賛成しなかったかと思うんです。

今回も同じような内容でありまして、今回は、でもさらに、5月にG7サミットが広島であったわけなんですけれども、5月19日から21日まで。このときに各国首脳が来られて、アメリカやイギリスやフランス、そういった各首脳が来られて平和記念資料館を見学されたんですけれども、そういったことを広島で開催されたからこそ、そういったところを各国首脳に見学していただくことができたわけなんですけれども、そのときに、それぞれ見学された後、各国の首脳が感想を記帳して残しているんですけれども、そのところちょっと外務省のホームページに載せられていたのを確認させてもらったんですが、そのときに、アメリカのバイデン大統領につきましては、この平和記念館を見

学することによって「世界から核兵器を最終的に、そして、永久になくせる日に向けて、共に進んでいきましょう。信念を貫きましょう！」というコメントを記帳されている。そしてまた、フランスのマクロン大統領におきましても「平和のために行動することだけが、私たちに課せられた使命です。」そういったこととか、そして、イギリスの核保有国に当たるそういった国々に、スナク首相におきましても、私たちが、心と魂を込めて言えることは、こういった悲惨なことを「広島と長崎の人々の恐怖と苦しみは、どんな言葉を用いても言い表すことはできない。しかし、私たちが、心と魂を込めて言えることは、繰り返さないということだ。」というふうに、原爆記念館に入られてそういった感想を記帳されている。これってすごく大きな成果だと思うんです。核保有国の各国代表がこういったコメントを記念館に記帳して残されたって、これは、日本としては大きな役割を果たしたかなというふうに思います。

ですので、こういった、ただ単に核兵器禁止条約というのがすごく賛同する条約でありまして、この分につきましては、本当にしっかりと推進していかないといけないんですが、ただ単に批准するというだけではなくて、被爆国である日本やからこそ、なお、じゃ、その両国の、保有国と非保有国の溝を埋めるための役割というのがすごくあるんだというところで、11月にもまた核兵器禁止条約の第2回締約国会議があるんですが、日本もそこにオブザーバーとして参加すべきでありまして、そういった中に参加していく中で核廃絶に向けての役割を果たしていただきたいというふうに思っておりますので、唯一被爆国である日本の役割は大きいというところで、その役割を果たしていくためには、ただ単にこの批准するだけでは、その役割は果たせないのではないかなというふうに思いますので、いつもこれ意見書を出してこられるんですが、いつもその立場、考え方は変わっておりませんので、次回出されるときは、日本としての役割、核廃絶に向けて実効性のあるものとしての役割を果たしてほしいというような内容の意見書を出していただけたら、賛成したいなというふうに思っております。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。坂上巳生男副委員長。

委員（坂上巳生男君）今、渡辺委員からいろいろと述べていただきましたが、核兵器禁止条約そのものには、渡辺委員としても賛成であるというふうにおっしゃっていながら、しかし、日本政府としての役割は、核保有国と非保有国の橋渡しをすることであると。橋渡しをすることと核兵器禁止条約を批准する、そこに参加することとは相矛盾することであるというふうな言い方をされているんですが、そこは私は全く理解できません。唯一の戦争被爆国である日本の政府が、やはり率先して核兵器禁止条約に参加、批准をして、そして、その被爆国の日本政府の思いとして、さらに核保有国にも禁止条約への参加を働きかけていく。同時に、核兵器の削減、禁止に向けても具体的に働きかけていくと、そういうことをすべきであって、今、ロシアとウクライナの戦争が続いている中で、日本政府が核兵器禁止条約に背を向け続けるというのは、これは、唯一の戦争被爆国としてあるまじき行為だと私は考えております。

いろいろと調べておりましても、公明党の方が参加している議会においても同様の意見書が可決されており、公明党の議員が賛成している議会もあるんですよ。そこは、私どうも腑に落ちない。公明党はそういう点で意思統一をしているものと思っているのに、なぜ、賛成している議会もあれば、熊取町のようにかたくなに反対を続ける議会もあるのか、そこは納得いきません。

以上です。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）すみません。ほかの議会で賛成しているというのは、全会一致じゃなくて賛成多数か何かで可決されるのではないかなというふうに思います。やっぱり、党の考えとしては背を向けているんじゃないじゃなくて、この禁止条約というものは本当に評価すべき条約であります。この条約を実効性のあるものにするための役割というのは、被爆国日本にとっては、その役割を果たすためには、ただ単に批准するだけではなくて、批准するためにしなければならない役割をしっかりと果た

していきたいというところのものであります。

今度、この9月の国連総会も行われるわけなんです、そこにも核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）というもの、それに関する記念行事が行われます。日本はそこにも臨みます。その中で、核兵器の数量増加に歯止めをかけるためのFMCTあるので、そこにしっかりと入って、そういったもの増加に歯止めをかけるための意見を言っていくという、そういったことをしっかりと日本としては核廃絶に向けて取り組んで意見を言っていくべきだ、そういった記念行事として位置づけるべきだというふうに、公明党としては意見を述べさせていただいております。実効性のあるものにするために、本当に、核廃絶に向けてしっかりと真剣に役割を果たしていただきたいというふうに思っておりますので、その辺のところ、誤解のないようお願いしたいと思います。

委員長（坂上昌史君）ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

意見が一致しないので、上程しないことにいたします。

次に、3件目のブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める意見書（案）について、補足説明はありますか。

（「なし」の声あり）

次に、ご意見等を承ります。ご意見等ありますか。

（「なし」の声あり）

よろしいですか。

それでは、本意見書（案）について意見をまとめます。

反対者がいませんので、追加議案として上程することにいたします。

次に、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出についてでございますが、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和5年9月定例会閉会から令和5年12月定例会開会までの間、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出をいたします。

以上で、令和5年9月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。

なお、追加議案書につきましては、9月26日にアップロードの予定となっております。ご協力ありがとうございました。

（「13時50分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上昌史

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 令和5年9月14日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員 長	文野 慎治	副委員 長	渡辺 豊子
	委員	長田 健太郎	委員	石井 一彰
	委員	田中 圭介	委員	坂上 巳生男
	委員	坂上 昌史	議長	河合 弘樹

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	南 和仁
	教育 長	岸野 行男	総合政策部長	東野 秀毅
	総合政策部理事	野津 惠	総務部長	藤原 伸彦
	住民部長	巖根 晃哉	住民部理事	下中 昭三
	住民部理事	山本 浩義	健康福祉部長	木村 直義
	健康福祉部統括理事	石川 節子	都市整備部長	田中 耕二
	都市整備部理事	山田 大河	教育次長	阪上 敦司
	教育委員会事務局理事	三原 順	企画経営課長	近藤 政則
	財政課長	竹田 陽介	情報政策課長	浦添 全弘
	総務課長	道端 秀明	人事課長	阪上 正順
	人権・女性活躍推進課長	片岡 涼子	産業振興課長	蓑原 大祐
	環境課長	岩本 妃美子	健康・いきいき高齢課長	都志 伸仁
	介護保険課長	根来 雅美	障がい福祉課長	馬場 智代
	生活福祉課長	降井 広志	保険年金課長	橘 和彦
	まちづくり計画課長	馬場 高章	下水道河川課長	庭瀬 義浩
	学校教育課長	伊東 浩一	河川農水室長	上垣 圭一
	生涯学習推進課長	大屋 真志	学校教育課参事	立石 則也
	図書館長	原田 貴子	生涯学習推進課参事	
事務局	議会事務局長	林 利秀	書記	阪上 高寛

付議審査事件

- 議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例
- 議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例
- 議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例
- 議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入について
- 議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入について
- 議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

委員長（文野慎治君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

(「10時00分」開会)

委員長(文野慎治君) 発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点灯した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席していただいて結構ですので、申し添えます。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行っているものの、十分ではありませんので、水分補給などのおのおので暑さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月7日の本会議において本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長(藤原敏司君) 補足説明ございませんので、よろしくようお願いいたします。

委員長(文野慎治君) 補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長(文野慎治君) それでは、議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) おはようございます。

この犯罪被害者等支援条例につきましては評価するものなのですが、議員全員協議会のときにも若干ご説明いただきましたが、本条例については今この議会の中で初めて示していただいたので、条文の中でちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

まず、詳しいことは規則の中で定めるといふふうになっておりまして、その規則の内容についてちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

条例の第8条のところの見舞金の支給につきまして、遺族見舞金につきましての対象というところにつきまして、第8条2項の1号というんですか、(1)の分、遺族見舞金について、支給対象者は「住民基本台帳に記載されている者又は規則で定める者」といふふうにあるんですが、この規則という内容を教えていただきたいと思います。

委員長(文野慎治君) 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長(片岡涼子君) 今回、すみません、遺族見舞金のほうでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

人権・女性活躍推進課長(片岡涼子君) 遺族見舞金を受け取れる方というのが、まず犯罪被害に遭われた方は熊取町住民の方を基本といたします。それから、受け取れる方につきましては死亡被害者の配偶者、それから死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子、あとはこの1つ目、2つ目に該当しない死亡被害者の親族、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹としてございますが、ただし、例えば婚姻の届けはしていないけれども事実上婚姻関係と同様の事情にあつていられる方、大阪府パートナーシップ宣誓書受領証等の交付を受けている方であるとか、生計の維持をしていた当該死亡被害者の子というところも事実上養子縁組関係と同様の事情にあつた方も含むとしてございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そういう方も対象というところですが、今、犯罪被害者につきましては町民というふうなご説明だったんですけども、泉佐野市の条例をちょっと見させていただくと、市民というふうにはなっているんですが、いろいろな事情で泉佐野市に在住しているそういった方、ストーカー被害を受けてとか高齢者の虐待とか、いろんな条件の下でやむを得ず泉佐野市に住んでいる方も対象としているように読み取れたんです。本町は、そういうことは対象じゃないというところなんでしょうか。

委員長（文野慎治君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） 被害者の方につきましても、例えばストーカー行為等の犠牲による被害を受けていた方ですとか児童虐待の防止に関する法律、児童虐待を受けていた方、いろんな事情をもって、住民票は熊取町に置けないけれども熊取町に在住していたということが分かる方についても当然該当させていただくような規則になってございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、それは規則にまた明記しているというところですね。ありがとうございます。

もう一つ、下の4項のところにも「見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。」というところの規則の内容を教えてください。

委員長（文野慎治君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） すみません。今のご質問は重傷病見舞金の内容ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） 重傷病見舞金を受けられる方も、対象としては同じような考え方でさせていただいております。

（「あと、どういった」の声あり）

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） すみません。続きで、どういった方かということですが、医師の診断により、一月以上の療養が必要であり、かつ3日以上入院を要する障害または疾病または医師の診断により一月以上の療養が必要であり、かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患の方に該当するように規則で定めさせていただいております。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そういった細々とした内容は規則の中で定められているんですが、この条例の条文の中にはそういったものは盛り込まれていないので、この規則につきましては、やっぱり一番内容としては住民に情報提供しなければならない内容かと思うんですが、その規則の内容につきましてはどういうふうな形で情報提供されるのでしょうか。

委員長（文野慎治君） 片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君） こちら、規則の内容につきましても、本条例が可決されました後に、ご可決いただきました後にホームページ、それから11月の犯罪被害者等の週間がございますので、そのタイミングに合わせて広報紙にも掲載するなど、あと議員全員協議会でもお伝えしたとおり、警察にも情報提供するなどして広く周知を図ろうということで今準備してございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、11月の広報で情報提供というところで理解させていただきます。

泉佐野市のほうがこういったチラシを作っておられて、その見舞金につきましては今いろいろ細かな内容、ありましたよね。そういったところも対象要件とか、どういった内容が犯罪になると

いうところの分とか、今申請期限につきましても、その犯罪が発生した日から申請期限は2年以内とか、また当該犯罪による死亡、重傷病の被害が発生した日から7年以内とか、そういった申請期限につきましても明記してこういったチラシを作って配布しているようなんですが、そういうことも本町は考えておられるのでしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）同様のものを今作成準備中ございまして、チラシであるとか、そのチラシも10月にすぐにホームページに上げられるように今準備してございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）2点お尋ねしたいと思います。

一点は、この条例制定の趣旨に関わることなんですが、法律との関係はどうなっているのか、どういった法律に基づいてこの条例を制定しようとしているのかということと、それともう一点は、今回の条例の第10条のところに「次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないことができる」とあって、第10条第1項のところで「犯罪被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係にある者又は大阪府パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けているパートナー、その他同種の証明を受けている者を含む。）があるとき。」と規定されております。被害者と加害者との間に親族関係があるときは犯罪被害者等の支援は行わないということなんですが、この場合、非常に微妙な問題が生じてくると思うんですが、加害者がいわゆるDVで配偶者を傷つけたというふうなことがあって、それが事実上犯罪だと認定されたといった場合にはどういう扱いになるのか、そのことについてもお尋ねしたいと思います。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）まず、1点目のどういった法的根拠に基づいてというところになります。こちらにつきましては、犯罪被害者等基本法第5条にございます地方公共団体においても法の理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し地域の状況に応じた施策を実施する責務を有すると規定されてございます。こちらを根拠といたしております。

もう一点の今回条例の中でございます親族関係にある場合に支給しないことができるというところになります。ここはあくまでできるということで、実際には、どういうご関係にあったかとか状況というのを警察との協議の中で具体的に一件一件検討していく。また今後、大阪府下で同じような事例があったときに、このときには支給したか支給しなかったかといった情報なども収集させていただいて、一つ一つ丁寧に、住民の方に寄り添って、できる限り支給していけるような方向にはしたいんですけれども、場合によってはということでこの規定を入れさせていただいております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）よく分かりました。あくまで支援を行わないことができるという規定であって、実際に支援するしないについては個別具体的にきちんと被害者に寄り添って検討していくということですね。

あともう一点だけ、こういった条例は、現時点ではもうほとんどの自治体で制定されているのでしょうか。それとも、まだこれからといった段階なのでしょうか。

委員長（文野慎治君）片岡人権・女性活躍推進課長。

人権・女性活躍推進課長（片岡涼子君）全国、また大阪府下の策定状況になるんですけれども、全国につきましては、最新情報が令和4年4月1日時点しか今ちょっと分からないんですが、策定市区町村につきましては1,721団体中623団体、36.2%となっております。その中で今年、令和5年4月1日時点での大阪府下の策定団体が8団体、18.6%となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第62号 熊取町犯罪被害者等支援条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君) 次に、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) この図書館条例の一部改正につきましては、先日の議員全員協議会の中でもご説明いただきましたが、改めて、図書館条例を改正して使用料を徴収するという方向に転換した理由、背景のご説明をお願いいたします。

委員長(文野慎治君) 原田図書館長。

図書館長(原田貴子君) それでは、お答えさせていただきます。

議員全員協議会のほうでも説明をさせていただいたところですが、提案理由のほうにもありますとおり、一般の利用に広げるということで住民サービスの向上を図りたいというふうを考えております。

以上です。

委員長(文野慎治君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 提案理由のところにも書かれておりますが、一般に利用範囲を広げることで社会教育活動の活性化及び住民サービスの向上を図るということであるわけなんです。現在の利用状況については、議員全員協議会の折に質問して、令和4年度で40%余りですか、そういった利用率であったというふうにお聞きしております。恐らく令和4年度の途中からですか、公民館の使用ができなくなって、社会教育施設があちこち利用しにくくなっている状況の下で、恐らく図書館にも借りられないかというふうな申込みがあったりしたのではないかと思います。そういうことはございましたか。

委員長(文野慎治君) 原田図書館長。

図書館長(原田貴子君) 公民館の建て替えに関しまして、使えないという状況があつてから問合せもありましたが、それ以前から図書館の会議室やホールを使えないのかというようなお問合せもございました。

以上です。

委員長(文野慎治君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) そうしましたら、現在、図書館のともともある読書系のサークルとか一部団体には無料で貸出しをしているわけなんです。新たに借りたいという申込みがあった際にお断りするときに、どういうふうにしてお断りしているのでしょうか。

委員長(文野慎治君) 原田図書館長。

図書館長(原田貴子君) 現在は図書館のほうで会議室の使用に関する要綱というものを定めておりますので、その要綱の使用範囲に合致するところにはご利用いただき、それに合致しないところはお断りするという判断をさせていただいております。

委員長(文野慎治君) 坂上巳生男委員。

委員(坂上巳生男君) 要綱を定めていて、要綱に合致するところはお貸しするけれどもそれ以外はお貸しできないと、そういう理由で説明しているわけですね。その要綱の中身というのはどういうふうになっておりますか。

委員長（文野慎治君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）会議室、ホールにつきましては、読書活動推進及びまちづくり活動のための使用というふうにしております。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）読書活動の推進及びまちづくり活動……。読書活動の推進というのは一定分かりやすいかなと思いますが、まちづくり活動となってくるとちょっと漠然としている部分があるかと思うんですが、まちづくり活動については、じゃそれはどういう活動なんですかと聞かれた場合にはどういうお答えをしているんですか。

委員長（文野慎治君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）もともとまちづくり活動の使用というふうにさせていただいたのは、自治会の総会などで使用できないかというようなそういったご依頼があったことから、自治会などが使えるようにということで広げさせていただいた経緯がございまして、そういった使用でご利用いただくということになっております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。そしたら現在は自治会の会合等で申込みがあればお貸ししているということなんですか。

そうしましたら、まちづくり活動というそういうカテゴリでお貸ししている団体が自治会以外にも幾つかあるかと思うんですが、現在、読書活動の推進またはまちづくり活動ということで無料でお貸ししている団体につきましては、今回の条例改正によって、第9条では「教育委員会が必要と認めたときは、使用料を減免することができる。」となっているんですが、その減免対象、10割減免ですね。無償で借りられる団体として、今現在無料で借りられている団体は引き続き使用料10割減免の対象団体として継続されるわけなんですか。

委員長（文野慎治君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）そちらにつきましては少し変更となります。

今回、使用料の減免につきましては、条例の第9条で減免をできるという規定をさせていただきました。規則のほうで全額免除の規定をさせていただくこととなります。規則のほうで減免できるのが町議会、町の執行機関が使用するとき、それからその他教育委員会が免除することを適当と認めたときということで設定させていただくこととなりますので、それ以外の団体につきましては、5割減額の部分もありますし全額頂くというような団体も起こり得ることとなります。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）そうしますと、現在無料で借りられている団体の中には、有料化の対象といたしますか、一定お金を払わなくてはいけなくなる団体も出てくるということなんですか。

委員長（文野慎治君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）そのとおりでございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）その辺は、恐らく住民、今まで無料で借りられていた団体からすればちょっと納得がいかないなという思いがあると思うんですが、その辺についてはきちんと説明できますか。

委員長（文野慎治君）原田図書館長。

図書館長（原田貴子君）そのあたりは、今回の条例改正につきましては一般に利用範囲を広げるということで住民全体のサービス向上につながるものであるということ、また、ほかの社会教育施設との整合性を保つというあたりを説明させていただいて、ご理解を賜りたいと思っております。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）図書館の会議室及びホール、とりわけホールなどにつきましては非常に立派なホールですので、利用がまだまだ余裕があるということは前々から少しもったいないというふうに関

じておりましたが、利用範囲を広げるといふこと自体はいいことかなと思うんですけども、これまで図書館の施設、会議室、ホールを無料で借りられていた団体の中で借りられなくなる団体も出てくるというのは、ちょっと首をかしげるところであります。私としては、むしろ無料で借りられる団体を広げる方向で検討すべきではないのかなというぐらいに思っているところなんですけれども、そういう観点から今回の条例改正は納得できないというふうに思っている次第です。

以上です。

委員長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）先ほど原田館長のほうから、今回使用料を徴収することについて住民のサービスを広げるといふことと、あとはほかの社会教育施設との整合性を図るといふこの2点を説明させていただきました。

既に6月議会のほうで文化ホール条例と公民館条例を全部改正という形で制定していただきました。その中でも、図書館のほうで想定している減免の運用と、6月でご可決いただいた文化ホール条例と公民館条例、これはもうほぼ共通する内容で運用のほうをさせていただきたいと思っております。そういうことで、社会教育施設全体として公平性のあるといえますか、どこも同じような形で、基本は同じような形で減免のほうも運用をしていきたいというふうに思っております。

ただ、個別の施設の事情によって変わってくる部分はもちろんありますけれども、ベースとなる部分については、減免運用に関しては同様な形で運営したいというふうに思っております。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第64号 図書館条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立多数であります。よって、議案第64号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第65号 教育・子どもセンター条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第66号 熊取町公民館・文化ホール什器一式の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(文野慎治君)次に、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。石井委員。

委員(石井一彰君)こちらは応札が1者ということだったんですが、応札辞退されているところの辞退理由というのはお分かりになっているのでしょうか。

委員長(文野慎治君)大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(大屋真志君)こちらのほうにつきましては、6者指名させていただきまして4者が指名辞退ということになっております。そのうち応札されるということで2者来られたんですけども、入札書を開けてみました中身が辞退ということでした。

こちらの理由につきましては、どうして辞退されたんですかというところまでは個別には確認しておりませんが、仕様書をご覧になられてちょっと入れられないとか、そういったことのご事情があったのかということは考えられると思います。

以上でございます。

委員長(文野慎治君)石井委員。

委員(石井一彰君)その辞退された、今推察でそういうことだろうということなんですが、そういった業者は、次回同じような業務区分が電気通信であったり登録品目が照明というような案件の場合は、業者選定からもう外されるのでしょうか。

委員長(文野慎治君)大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(大屋真志君)本町にお届けをいただいておりますので、一度辞退になったからといまして外すということはありません。いろんな照明の種類がございますので、それにお届けいただいた内容を精査させていただいて指名させていただくという形になります。

以上でございます。

委員長(文野慎治君)石井委員。

委員(石井一彰君)自治体によれば、こういう入札案件が1者しか応札がない場合は一旦入札を、案件を取り消して、さらに業者選定し直して応札し直すという自治体もございます。熊取町では、そういったルールに変更する予定はございませんでしょうか。

委員長(文野慎治君)大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長(大屋真志君)先ほど申し上げましたとおり、2者入札には応じますということでしたので、初めから1者であればそういった考え方もまた出てこようかと思っておりますけれども、今回、結果的には金額を入れていただいたのは1者ということでしたので、この金額、予定価格と比べましても比較的下がっているということもございましたので、そういう形で進めさせていただいております。初めからゼロ者になるとか初めから1者ということであれば、またそういった業者選定であったりとかというのは考えないといけないかということには考えております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今回の舞台照明設備備品の契約の金額なんですけれども、この金額に対応する予定価格は幾らだったんでしょうか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）予定価格、税込みで979万円でございます。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）979万円の予定価格に対して契約金額600万3,800円ということで、いわゆる落札率ということ言えばかなり低い状態にはなっているんですが、内容は照明器具その他ということで、この中では恐らく金額的にも照明器具、順番で言うと1番ですか、LEDフルカラーPARと書いていますが、24台、この舞台照明と説明がありました。舞台照明の比重が高いかなとは思いますが。これらの物品の予定価格として定めていた金額、これはそれなりに根拠のある金額かと思うんですが、非常に安い落札金額600万3,800円で商品が購入できるわけなんです。商品の信頼度といいですか、その中身については心配はございませんか。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）照明器具の入札をかける際に当然仕様書というものを定めておりますので、その我々が求めている仕様にとって入札していただいておりますので、品質は問題ないと考えております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）私も先ほど石井委員が質問された内容と同じことを聞きたいなと思っていたんですけど、落札者が1者というところで、契約調書も見させていただいたら4者が指名辞退で1者が辞退というところで1者になったというところのご説明をいただきました。設計価格というか、予定価格の範囲内で、しかもその契約金額が、示された金額がかなり低かったからこの分で1者ですが、1者入札をしたというご答弁も先ほどいただいたかと思うんですけど、その金額によってまた同じような目いっぱい金額が提示されていたとしたらもう一度入札をやったのか、その辺のところを教えてくださいのと、それと辞退された理由というのは知らないとおっしゃっていただきましたが、その辺のところはやっぱりなぜかというところも調査すべきではないかなというふうに思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）入札契約全般のところのご質問にも及ぶところではあるかなと思います。

まず、1者になった場合のお取扱いということで、先ほど生涯学習推進課長のほうからご答弁させていただきましたけれども、1者なら即やり直しという規定ではございません。当然ながら全業者指名を行った結果、1者しか応札する業者がいなければ、何度やっても同じ結果になりますので、1者の場合は中止することができる、もしくは延期することができるというふうな規定となっているところでございます。

建設工事におきましても、最終的に1者になってそのまま全業者指定しておりますので、そのまま開札にいくというケースもございますので、まず1者の分についてはそういうお取扱いということでございます。

それから、辞退する理由についてというところでございますけれども、本町のほうでは全般的にその理由の部分につきましては、実際には任意でなっておりますので、まず指名業者と発注者というのは同等というところでもございますので、辞退するののもたまたま人員がそろわないとか、そういったいろいろな理由もございますので、全者無条件にお聞きするというふうな運用のほうは行っておらないところでございます。

あとそれから、すみません、ちょっと申し添えましたけれども、今回の件につきましては、まず応札が2者あったというところでございますので、これは当然ながら執行するというふうに考えて

ございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）あと、ちょっと私が聞き漏らしたかもしれないんですが、結局、応札が2者あって、1者になって落札されたというところなんですが、1者じゃなかったというところまでということですね。辞退されたとしても2者あったというところで、この入札は有効というふうに判断したということですね。

委員長（文野慎治君） よろしいですか。道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）まず、入札執行した段階で中止というのが、2者応じていただいていますから中止のほうはまずできません。というところがございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それとあと、最後1者になりましても、繰り返しになりますけれども、全業者呼んでいたり、もうこれ以上呼ぶ業者がなかったりとかしたような場合は有効でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第67号 熊取町文化ホール舞台照明設備備品一式の購入についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君）次に、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

質疑につきましては、説明員の出席の都合上、総務文教常任委員会所管分と事業厚生常任委員会所管分とに分けて質疑を行います。

まずは、本議案のうち、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）まず、そしたら13ページの委託料のところですね、電子計算システム整備事業につきまして委託料448万8,000円というところですが、この内容につきまして、産前産後の子育て支援の分のシステム改修というところでしたが、ちょっと説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）こちらの産前産後のシステム改修なんですけれども、国民健康保険者の出産に係る産前産後期間中の国民健康保険料の負担が軽減されるということで、対象者としては出産する被保険者、免除対象保険料につきましては産前産後期間相当分4か月の均等割、所得割、この辺が軽減されると。施行日が一応令和6年1月が予定されているというところで、これに併せて制度改正というところでシステムの開発の委託料としてこの金額を計上させていただいている次第でございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。これ、ちょっと内容は事業のほうで聞いたほうがよかった……。すみません。ありがとうございます。

一応これの分につきましてはシステムを改修というところで、この分についてはまた条例改正等

があるのかというところはどうなのでしょう。それは事業に聞いたほうがいいんじゃないか。

委員長（文野慎治君）いいですか。浦添情報政策課長。

情報政策課長（浦添全弘君）すみません。そちらのほうは次の2班のほうでよろしくお願いします。

委員長（文野慎治君）続いてどうぞ。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）続いて、17ページの公民館文化事業のところを教えていただきたいんですが、この分につきまして、施策の説明書の中で謝礼品とか事業費とかいろいろ載っているんですが、その辺のところの説明をまずお願いします。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）謝礼金につきましては、吹奏楽団の設立に当たりましての指導者への謝礼金という形になっております。

それと、消耗品につきましては吹奏楽団の楽譜を購入するためのものがございます。月1曲、6曲分の楽譜を購入するというものがございます。

それと、印刷製本費でございますが、これにつきましては文化ホールの情報誌を発行するというためのものがございます。そのほか、情報誌のほかポスター、それとチラシ、そういったものを作るというものがございます。情報誌につきましては、今回2回分の予算を計上させていただいております。それとポスターにつきましては、開館年度、次の年度に行う事業の分の9回分の事業、チラシも同じく9回分の事業の印刷製本費を上げさせていただいているというものがございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。公民館のオープニングに合わせてのそういった事業費になっているかと、PRに関する事業費かと思うんですが、まず謝礼金につきましてですけれども、指導者というところはもう決まっているのでしょうか。決まったのでしょうか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）指導者につきましては、今後様々な関係者の助言を受けながら決めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）じゃ、まだ決まっていないというところなんですね、指導者の方は。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）現時点ではまだ決まっておりません。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。いつ頃決まるんですか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）指導者につきましては、いろんな方が今回の吹奏楽団の設立に関わっていただいておりますので、その関係者の方々と相談しながら決めていくことになりますので、何月ということはちょっと今の時点で明言できないのでご了承いただきたいと思います。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）早く決めないとオープニングに間に合わないんじゃないんですか。今募集していますよね、くまとりアーティストバンクというところで。その吹奏楽団、募集していますよね。そういったメンバーというのはもう今何人ぐらい応募されているんですか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）吹奏楽団につきましては今13名の応募がございます。応募につきましては今も引き続き誰でも応募できますので。

今回、文化ホールの4月の開館に合わせて吹奏楽団をそのときに何か演奏してもらおうというふう

には今のところ考えておりません。なかなか練習とかそういったこともございますので、町としましては文化ホール、秋ぐらいにその成果を発表できればというふうに考えております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。私、オープニングのときにこの楽団でやるのかなというふうに思っていましたので、最初にやりますよね。こけら落としですか、そういうところについては考えていないということなんですかね、今のご答弁でしたら。

委員長（文野慎治君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君） 現時点では、なかなか練習場所の確保とか、今後ですね。それと色々な楽器、パートが必要になってきますので、その辺がそろった時点でというか、それと色々な関係者の方々のご助力の中で進めていきますので、開館のオープニングではちょっと披露できないというのが現状でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、まずもって指導者を早く決めて楽団を結成する、そういった指導者の働きかけというか、そういったご協力もいただいて楽団結成に向けて動いたほうがいいのかというふうに思うんですが、来年の秋って1年後というところですよ。何かちょっと遅くないですか。今こうやって募集しているのに来年秋結成ということなんですか。

委員長（文野慎治君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君） 楽団につきましては今回、本町で初めて設立するものでございます。なかなか音楽につきましてはいろんなご意見を持っておられる方もおられますので、その辺は慎重に、それと応募されている方々のご意見も含めて、楽団創立にご協力の方々もおられますので、その辺の意見を聞きながら進めていきたいというふうに考えておりますので、すみませんがご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） そしたら今、消耗品でいろいろ印刷製本とかポスターとかありましたが、その内容というのはこの吹奏楽団の内容ではないということですね。

委員長（文野慎治君） 立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君） 内容につきましては、情報誌については一応今のところ考えているのが12月に一度創刊号の準備号、その内容につきましては、オープン事業であるとかチケットの販売情報であるとか熊取町の文化情報発信ですね。熊取町で文化的活動をしている方々のご紹介、そういったことを考えております。

あと、創刊号としまして3月に発行することを考えております。そこでは、ホールの各施設の紹介であるとか公演情報、それと熊取町の文化情報の発信、住民のそういった文化的な活動の発信のものを記事として掲載していきたいというふうに考えております。

先ほどもお話ししましたが、ポスター、チラシにつきましては4月以降の事業のポスター、チラシを作成していくというものでございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。公演の内容とか掲載していくというところは分かるんですが、もう先々の予約とかも入ってきているかと思っておりますので、今予算を取って情報誌を作成する方向であります。もう少し中身が見えるものが私たちは欲しいなというふうに思っておりますので、お願いしたいと思います。指導者とか吹奏楽団とかそういった形のものでどういう形になっているのかということもちょっと気になる場所ですので、その辺のところ、また教えていただきたいなというふうに思います。

こけら落としについては、そしたらどういった内容を考えているんですか、今まで全然、だから決まっていない中でですよ、もう4月開館に向けて。

委員長（文野慎治君）大屋生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（大屋真志君）こけら落としにつきましては、6月議会でもご答弁させていただきましたけれども、我々のほうで企画して調整させていただいております。内容が決まり次第、皆様にお知らせできるかと思えます。

あと、今回予算計上させていただいております印刷製本費につきましては、簡単に言いますと、12月につきましてはこういったホールが熊取町にできますよという内容を記載したものと、あと、こけら落としのイベントを掲載したというものを12月に全戸配布で予定しております。

もう一回出す創刊号というのは、翌年度以降の事業の周知、チケットの販売等もございまして、そういった内容で我々としては3か月に1回程度そういった自主事業を含めてホールの、公民館も含めてですけれども、PRしていきたいという内容になっておりますので、またこけら落としのイベントの内容につきましては決定次第皆様にお知らせできればと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。また情報提供をお願いしたいと思います。

また、吹奏楽団につきましても、気になる心配要素がいっぱいありますので、楽器を持っている方のみ楽団に入るといった条件とかいろいろあるかと思えますが、またそういった楽器に関してはどんなふうに整理していくのかとか気になる点がありますので、また教えていただきたいと思えます。

委員長（文野慎治君）三原教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（三原 順君）ご意見をありがとうございます。吹奏楽団につきましては、今団員の募集という形で現在募集をしております。先ほど立石参事申し上げたように、来年の秋頃ぐらいを目指して、これも秋という確定したものではなくて、団員が集まってパートごとのメンバーもそれなりにそろった上で、じゃ集まってきていただいた方とどういう形でいつ頃どういうお披露目をするかというのを相談しながら、もちろん事務局としての目標もありますけれども、基本的にはそういう皆さんと調整、相談をしながらの運営になるのかなというふうに思えます。

それと、この楽団の例えば立ち上げといいますか、団としての運営に関しては、ホールの運営事業の中でこの団の運営というのを本格的にスタートができればというふうに思っております。今は団員を募集して、準備段階として例えばその練習場所をどんなふうに確保するか、あるいは楽器についてもどういうふうな調達をしたらいいのかということ、まだちょっと課題は多く残ってはおりますけれども、これから走りながら進めていきたいというふうに考えております。いろんな方との協議、相談というのは間違いなく進めておりますので、そのあたり見守っていただけたらというふうに思えます。

以上です。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。またよろしく願いいたします。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上昌史委員。

委員（坂上昌史君）17ページ、小学校維持管理事業で中央小学校の教室不足に伴う修繕業務ですね。これ、補正で上がっている理由と工事の内容の説明をお願いします。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）中央小学校につきましては、令和6年度、新学期すぐに普通教室または支援教室が1教室不足の見込みでございまして、4月からの授業等に支障がないように、今のうちに修繕等をして準備するものでございまして、

内容といたしましては、今ある特別教室のところで学習室というのがございまして、そちらを普

通教室に転用いたします。今、普通教室に転用する学習室というのが少人数教室として使われていますので、既存の教室、理科準備室とか倉庫とかをちょっと改造して、少人数教室として利用できるように修繕するものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）会計年度任用職員の採用の関係でお尋ねしたいんですが、今回、会計年度任用職員に関わる補正が結構たくさん出ているんです。

まず、13ページのところで上から3行目、非常勤職員関係事業ということで会計年度任用職員報酬、これについてご説明願えますか。

委員長（文野慎治君）阪上人事課長。

人事課長（阪上正順君）こちらの非常勤職員関係事業の会計年度任用職員報酬でございますけれども、まず基本的な予算の枠組みとしましては、役場の本庁の休館日におきます日直の報酬に加え、人事課におきます事務補助員、2名ございますけれども、その部分と併せまして、附属資料にもございますけれども、突発的対応に伴う不足分ということで、一定の病気休職であったりとか退職に伴う欠員補充であったりとかというような場合に対応するべくということで、3名ほどの事務補助員の枠取りを当初しておるものでございます。

今般補正に上げさせていただく理由といたしましては、先般、会派の質問でも答弁ございましたけれども、現状、分限での病気休職というのが4名いるということをお伝えしたんですけれども、上期におきましても、現在復職している方であったりとか昨年度に採用ができなかった、突発的に昨年度末に退職された方の補充ができなかった部分であったりとかというところで一時的に職員が不足する部分につきまして、会計年度任用職員を雇わせていただいた部分がございます。

今後、10月以降ですけれども、今現状、病休で休まれている方々が復帰していただくのが望ましいんですけれども、万一年度末まで休まれるというようなことがあった場合に備えまして、年度末までの見込みの部分をご想定しまして積み上げをさせていただこうと考えている次第でございます。

主な理由につきましてはその内容になります。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）分かりました。病休やあるいは前年度在職者の再雇用の分ですか、それが思いどおりに採用できなかったとか、そういった事情が背景にあるようなんですが、もう一点、17ページ、小学校の給食事業のところで会計年度任用職員報酬が出ております。給食の関係での会計年度任用職員の採用というのは、これはどういうことなんでしょうか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）こちらは、現在学校栄養士が小学校のほうに配属されておまして、その職員が育児休業を取得することになりました。その職員の代わりに職員を任用するに当たり、必要な経費を今回補正させていただくものでございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）栄養士として採用されている方の育休ですか、産休。育休ということであれば事情は分かりますが、その会計年度任用職員の方も栄養士の資格のある方ですか。

委員長（文野慎治君）伊東学校教育課長。

学校教育課長（伊東浩一君）採用の条件といたしましては栄養士が必要になってきます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）19ページをお願いします。

19ページの文化財保護事業なんですが、雨山青少年集いの場の休憩所内の便所設置工事というところで説明があるわけなんですが、この分につきまして、今年度の予算の中ではこの分が当初予算

の中では設計費という感じで上がっていたかと思うんですね。今回、補正でその分工事費になったというところなんですけれども、国の補助金、ポストコロナを見据えた受入れ環境の何とか補助金でそれを充当するということで工事費が上がってきているわけなんです、その辺のところをまずはご説明お願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）この施設整備工事費につきましては、委員おっしゃるように雨山山頂にあります雨山青少年集いの場休憩所内の便所の設置工事費になります。

このトイレにつきましては、観光庁のほうから補助金を頂いているというものでございます。先ほど、ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業補助金を活用しているということでございます。

5年度の予算の時点で測量・設計・監理等委託料を取りまして、まずどれだけ工事費がかかるのかということ積算するために委託料を取ったということでございます。その結果、今回工事費として1,360万5,000円を計上しているというものでございます。

トイレにつきましては、雨山山頂が電気とか水とかございませぬので、電気がなくても使えるというか、無電源型のバイオトイレというものを設置するものでございます。

内容については以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。観光庁の補助金を活用できたことはよかったかなというふうに思います。

バイオトイレを設置するということで、予算が可決して工事にはいつ頃から入る予定なんですか。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）まず、業者をまた選定しないといけませんので、今ちょっと選定作業を行っているところでございます。完成の時期は令和6年度の2月末を予定しております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）分かりました。来年2月には完成ということで、よかったかなと思うんですが、そのトイレって、ここ、ちょっと最初のあれを見たらトイレ面積が12平方メートルというふうになっているんですが、幾つあるんですか、12平方メートル、トイレは。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）既に雨山山頂というのは国の史跡になっておりますので、国の史跡の日根荘遺跡の土丸・雨山場跡という史跡に指定されております。ですから、既にある建物の中に休憩所がございまして、その大体4分の1程度を利用して、その中にトイレを造るというものでございます。数としましては1つです。

委員長（文野慎治君）渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君）1つ、多機能トイレということですね。

委員長（文野慎治君）立石生涯学習推進課参事。

生涯学習推進課参事（立石則也君）環境に優しいバイオトイレが1基でございます。

以上です。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員（田中圭介君）13ページの庁舎の管理の議場のクーラーの件についてちょっとお聞きしたいんですけど、どんな感じでいつ頃完成予定か聞かせてください。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）議場のエアコンにつきましては、皆様に大変ご不便な思いをかけてしまいました。本当に申し訳ありません。

今回、議場エアコンにつきましては、現在は隣にありますように据置き機になってございますが、現時点で想定しているものにつきましては、天井のはめ込み式を今のところは考えているところでございます。高さは結構ありますけれども、今も上のほうにつけるといって、ここに今、天井のところに6つ穴を開けるような形で、6個のはめ込み式を想定しているところでございます。

そして、傍聴席のところも今大分古くなってございますので、1つ真ん中にございます、それも両端に2つ、はめ込み式をつけるという内容で想定してございます。

それで、今後のスケジュールのほうといたしましては、今回の予算でご可決いただきました後に入札に入らせていただきまして、これは議会の議決案件になりますので12月議会で議案として上程させていただきます、その上で議決いただきましたら本契約をいたします。その後に速やかに設置のほうに入らせていただきまして、3月議会までに設置のほうができればというようにところで考えているところでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）ということは、12月議会もまだ空調設備は整っていないということですかね。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）できれば、思いとしては早急に設置したいというところではございますけれども、条例の規定に基づきまして、700万円以上の備品購入につきましては議決案件となってございますので、もう少々ご辛抱いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）辛抱いたします。

これは、足場か何か組んで、もちろんするんですね。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）高さが結構ありますので足場を組んで行うものと、それから天井裏に入れるスペースがありますので、そちらと両方からという形でなるかなというふうに想定しているところでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）分かりました。

あともう一点、地区事業の五門の会館の補修の件についての内容を教えていただきたいです。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらは五門区のほうからご要望いただいたものでございまして、中身につきましては、五門公民館のホールの床の張り替え、大分傷んできておるところで、お年を召した方がやっぱりそこで活動されると大変危険ということで五門区のほうからご要望がございまして、その床の張り替えと、それから舞台がございましてどんちょうがあるんですが、大分古くなっているというところで、ここをアコーデオンカーテンに入れ替えて、舞台の奥のほうには物入れを新たに設置したいというふうな改修でご要望いただいておりますので、今回、補正予算として上げさせていただきますというところでございます。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）田中圭介委員。

委員（田中圭介君）これ、半分は五門区が自腹で出してみたいな感じですよ。

委員長（文野慎治君）道端総務課長。

総務課長（道端秀明君）こちらの補助率は2分の1になってございますので、半分は五門区のほうのご負担という形になります。

以上でございます。

委員長（文野慎治君）ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で、総務文教常任委員会所管の総合政策部、総務部、教育委員会事務局分に関する質疑を終了いたします。

説明員を交代するため、ただいまからしばらくの間、休憩いたします。

(「11時10分」から「11時15分」まで休憩)

委員長(文野慎治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、本議案のうち、事業厚生常任委員会所管の住民部、健康福祉部、都市整備部分に関する質疑を行います。質疑はありませんか。田中圭介委員。

委員(田中圭介君) 15ページの新型コロナウイルスワクチン接種についてですけど、今第6回目募集というか、発行しているんですかね。

委員長(文野慎治君) 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(都志伸仁君) 今回予算計上させていただいていますのは、10月以降のワクチン接種に係る経費について計上させていただいてまして、回数については7回目です。

委員長(文野慎治君) 田中圭介委員。

委員(田中圭介君) そしたら、今6回目の募集というか、接種率はどんなものですかね。

委員長(文野慎治君) 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(都志伸仁君) 現在の接種率ですが、1回目から7回目とあるんですが、6回目の接種率につきましては20%程度になっています。

委員長(文野慎治君) 田中圭介委員。

委員(田中圭介君) 年代別で言うたら、やはり60代以上が多い傾向ですかね。

委員長(文野慎治君) 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(都志伸仁君) そうですね、主に65歳以上が75%になっていますので、接種率が高いのはやはり高齢者となっています。

委員長(文野慎治君) ほかに質疑はありませんか。渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) 同じ15ページで、今コロナのワクチン接種の事業の説明ありましたので、この分、今回、国・府への支出金の返還金という形で計上されているんですが、その分の説明をお願いしたいと思います。

委員長(文野慎治君) 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(都志伸仁君) こちらの返還金につきましては、前年度、令和4年度に頂いた補助金、負担金の返還分になります。内容については、4年度に所要額をまず国に上げるんですけども、その分について交付決定を受けて最終的に執行した分との差額、これを今年度に返還するようなことで今回上げさせていただいています。

委員長(文野慎治君) 渡辺副委員長。

委員(渡辺豊子君) その分は分かるんですが、執行額が少なかったというのは今言う接種者が少なかったということかなというふうに思うんですが、令和4年度に一応予算として計上して予定していた接種人口と、結局実際に接種した人は何人あったかというところを、なぜこれだけの返還金が出たのかというところを具体的に教えていただけたらなというふうに思うんですが。

委員長(文野慎治君) 都志健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長(都志伸仁君) 今回返還分の対象となった経費ですが、主な不用額として上がっていますのが集団接種の委託料、これを集団接種の回数を上げていたんですけども、実際、個別接種でしていくというところが主なところになりましたので、大きくその集団接種の委託料、クーポン・接種券の作成の委託料、あとは個別接種、これはもう接種者数に直結するところですが、そこが主な経費で不用額として上がった分について、今回返還するようなことになっています。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、集団接種の委託料が減ったというところで理解させてもらったらいいということですかね。

（「はい」の声あり）

委員（渡辺豊子君） 分かりました。

そしたら次に、一応返還金が結構多く今回上がってきているんですけども、上のほうの低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業の国・府支出金の返還金416万8,000円あるんですが、この分の説明もお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君） 降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君） こちらのほうは、令和4年度に実施しました低所得の非課税世帯または非課税になる見込みの低所得の子育て世帯の支援給付金で、児童1人当たり5万円を給付したものでございます。こちらのほうは10割補助となっております。返還に関しましては、対象者を当初560人と見込んでおりましたが、実績としまして487人、実際73名の減となっておりますので、その分の365万円と、あと事務費のほうの51万8,000円、こちらのほうの合計416万8,000円の減額となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。見込んだ対象者よりも73人減の分の返還というところで理解させていただきます。

一応皆さん送付して、対象者には申請書を送付というか手続していただいて、全ての方に送付、お知らせされたけれども、結局その73人というのは連絡がなかったというところなのか、ちょっとその辺教えていただきたいです。

委員長（文野慎治君） 降井生活福祉課長。

生活福祉課長（降井広志君） 当初の560人というのはこちらのほうで非課税世帯を見込んだ数字になりますので、こちらのほう、実際に非課税世帯としてプッシュ型であったり、申請もあるんですけども、あと非課税になる見込みで家計急変されている世帯、こちらのほうはなかなか見込みも難しかったんですけども、こちらのほうの実績として487名の児童の実績となっております。

以上です。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。そしたら、そういった対象者の方は全てに一応給付金は給付できたというところですね。

先ほどちょっと1班のところでも聞きました件なんですけども、1班というか総務のほうで聞いたところなんですけれども、システム改修された分で国民健康保険事業特別会計繰出金607万1,000円あるんですが、そのうちの448万8,000円はシステム改修というところで、この分につきましては産前産後の減免に関するところという先ほども説明があったんですが、実際のところ、システム改修ではなくて事業の中身のほうの説明をお願いしたいと思います。

委員長（文野慎治君） 橘保険年金課長。

保険年金課長（橘 和彦君） それでは、産前産後の保険料の免除措置に関してご説明させていただきます。

また12月議会で条例改正等は今鋭意準備しておりますけれども、まず、その前提のシステム改修でございます。

その制度なんですけれども、これは全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律というのが成立しまして、その中で国民健康保険法が改正されました。それが産前産後、つまり出産のときには働けなくなってしまうので、やはり経済的にも負担がかかる、また子育て世帯への若年世代への支援というところで導入された考え方かと思って

おります。既に国民年金とかではこういった免除制度があるんですけども、これまで国民健康保険ではそういった制度がなかったものなので、導入されております。

考え方としまして、出産予定日を含む前後4か月分の出産者に係る被保険者の均等割保険料と所得割保険料を軽減するという形になってございます。

施行日は来年の1月1日の施行になってございますので、それに合わせて今回、システム改修を間に合わせるように予算をさせていただいております。

以上でございます。

委員長（文野慎治君） 渡辺副委員長。

委員（渡辺豊子君） 分かりました。国のほうの省令でそういう形になったというところで、先にシステム改修される予算を補正されたというところを理解させていただきます。

だから、条例がまだ変わっていないからどうするのかなというのもちよっと気になっていて先ほど聞かせてもらったんですが、一応12月議会で条例改正をするということですね。分かりました。ありがとうございます。

委員長（文野慎治君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第69号 令和5年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（文野慎治君） 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「11時27分」閉会）

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

文野慎治

事業厚生常任委員会

事業厚生常任委員会

月 日 令和5年9月13日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席委員	委員長	二見裕子	副委員長	大林隆昭
	委員	多和本英一	委員	田中豊一
	委員	矢野正憲	委員	江川慶子
	委員	河合弘樹		

欠席委員 なし

説明員	町長	藤原敏司	副町長	南和仁
	教育長	岸野行男	総合政策部長	東野秀毅
	総務部長	藤原伸彦	住民部長	巖根晃哉
	健康福祉部長	木村直義	健康福祉部 統括理事	石川節子
	人事課長	阪上正順	住民課長	山戸由紀美
	介護保険課長	根来雅美	保険年金課長	橘和彦
事務局	議会事務局長	林利秀	書記	阪上高寛

付議審査事件

議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例

議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第2号）

委員長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、併せて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（二見裕子君）発言される方は、挙手の上、着座で、マイクの赤いランプが点滅した後に発言していただきますようお願いいたします。

また、本日の会議では、案件の終わられた方は会議の途中でも退席いただいて結構ですので、申し添えます。

なお、ただいま空調機器の不具合により、議場内において冷房がほぼ効かない状態となっております。一定の暑さ対策は行ってはいるものの、十分ではありませんので、水分補給など、おのおの暑さ対策を行っていただき、体調管理に十分気をつけるようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る9月7日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案4件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明ございませんので、よろしくお願ひいたします。

委員長（二見裕子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（二見裕子君）初めに、議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。江川委員。

委員（江川慶子君）おはようございます。よろしくお願ひします。

この印鑑登録条例の一部を改正する条例ですが、コンビニで印鑑登録証明書を交付する際に、マイナンバーカードを持っていなくても、マイナンバーカードを登録されている方、持っている方は、スマートフォンでも交付できるというようなものなんですよ。

それで、間違っていたらまた教えてほしいんですけど、現在の印鑑証明書の発行状況は3つあるんですよ。窓口と、コンビニと郵送ですか。その状況だと思うんですけども、件数などその辺教えてください。現在の状況をまず教えてください。

委員長（二見裕子君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）現在の印鑑登録証明書の件数ということですが、7月末時点の一月の件数でよろしいでしょうか。それとも、4年度1年間の件数でよろしいでしょうか。

（「4年度で」の声あり）

住民課長（山戸由紀美君）それでは、4年度で申し上げます。委員のほうからは、窓口と郵送とということでしたが、今現在ちょっと資料のほうでは、コンビニとほかの分でしか集計のほうを持っていませんので、それでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

住民課長（山戸由紀美君）それでは、4年度における印鑑証明書の全発行件数は1万134件で、そのうちコンビニでの発行が3,256件で、コンビニによる稼働率で申し上げますと32.1%が、印鑑証明をコンビニで取っていただくという形になります。それと、印鑑証明については、必ずカードが必要になりますので、すみません、郵送での請求というのはできませんので申し添えます。ですので、その差の6,878枚が窓口による発行という形になります。

以上です。

それと、マイナンバーカードを持っておればコンビニで証明書が取得できるのかというお話なんですけれども、コンビニ交付というのは、マイナンバーカードに搭載された電子証明書により本人確認を行うことで、証明書の交付が受けられるようになります。ですので、マイナンバーカードを持って、なおかつ有効な電子証明が搭載されたカードを持っていないと、証明書の交付を受けることができないということになります。あと、電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されて、今年の5月11日から施行されたことによって、従来のマイナンバーカードに加え、カード所有者からの申請に基づきスマートフォンにも電子証明書を搭載することが可能になりました。この手続をした方について、スマートフォンでもコンビニ交付が受けられるように、今回、印鑑登録条例の改正を行うものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）状況、一定分かりました。郵送はないと、印鑑登録については。それと、コンビニの発行状況、32.1%ですか、結構あるんだなということも分かりました。

それで、今はマイナンバーカードを持っておられる方がコンビニで請求できるという形になっているんですよ、持っていない方はできないということでも分かりました。

それで、もう一つお聞きしたいんですけども、同じように住民票ですね。住民票についても、同じような形になると思うんですが、今回、条例改正の提案がございませんでした。これは何か違い

があるのでしょうか、ご説明をお願いします。

委員長（二見裕子君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）コンビニでは、委員おっしゃられるように住民票や戸籍の謄抄本につきましても交付を受けることができるようになっておりますが、それぞれの証明につきましても、法令に基づき交付されるもので、条例というものは持ってございません。

しかし、印鑑証明書については、各市町村の条例に基づく制度であるため、ほかの証明書同様、スマートフォン電子証明書でも、印鑑登録証明書の交付が受けられるように、今回、条例の改正を行うものでございます。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）ということは、住民票と戸籍謄抄本は法律で決まってるから、条例ではないので、今回の提案はないと。だけでも、同じ時期にということなんでしょうか。

委員長（二見裕子君）山戸住民課長。

住民課長（山戸由紀美君）同じ時期でございます。

ただし、このスマートフォンによる電子証明を利用したコンビニ交付につきましては、令和5年度内とデジタル庁のほうから示されているだけで、詳しい時期についてはまだ未定とされております。ですので、施行時期につきましては、規則で定めるという形で提案させていただいております。

委員長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）1点補足なんですけれども、同じ時期ということで、今、課長のほうから説明させていただいたように、印鑑登録に関しては条例で、自治体で定めて事務を行うこととなっております。今回の法改正でスマートフォンでコンビニ交付、スマートフォンを使ったコンビニ交付の印鑑登録証明の発行事務というのは、これは、自治体でその業務をすることができるのか、しないことができるのかというのは選択ができるようになっております。だから、先ほど言われた一緒というお話だったんですけれども、これはもう絶対にやるという形ではなくて、やる、やらないは、この自治体に判断を任されているというところです。その上で、本町では、スマートシティ構想も踏まえ、住民サービスの向上につながるという判断から、条例改正させていただいたものでございます。

以上です。

委員長（二見裕子君）江川委員。

委員（江川慶子君）分かりました。

マイナンバーカードを取得されている方で、その上でまた電子証明書も申請されている方に限るサービスだということですね。それが、国のほうで住民票と戸籍と両方一緒にやることによって、この印鑑証明書の分も合わせてやりたいという熊取町の方針で提案されたということで理解しました。

他人の情報が間違っ、ひもづけされた問題というのが、マイナンバーカードで今大きくなっていまして、それがまだ解決していない状態の中で、国の規則が決まったから、すぐ対応できるようにとの提案は、私自身は時期尚早ではないかと思っています。

また、スマホの買い替えのときに、その人がちゃんとできるのか、そのまま処分するようなことがないようにとか、機種が違えば、多分アンドロイドとiPhoneとまた使い方も違いますし、それを困ったなというときに、誰が相談に乗れるのかなとか、そういう仕様が違うなどのことも、これから課題になってくると思うんです。その点を、いろいろあると思いますが、慎重に取り扱っていただきますようお願いしておきます。

委員長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第63号 印鑑登録条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第70号 令和5年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を議題といたします。

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第71号 令和5年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長(二見裕子君)次に、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第72号 令和5年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第2号)の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（二見裕子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。
これで事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

（「10時13分」閉会）

以上の委員会の次第は議会議務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

二見裕子